

2017年10月12日 全13頁

消費税増税等の家計への影響試算 (2017年10月版) <訂正版>

2011年から2020年までの家計の実質可処分所得の推移を試算

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2011年から2020年までの制度改正による家計の実質可処分所得への影響について、最新の法令等をもとに試算を行い、「消費税増税等の家計への影響試算」を改訂した。
- 「片働き4人世帯」の実質可処分所得に影響を与える2011年から2020年までの制度改正は、概ね4期に分けられる。①2011年から2012年にかけては子ども手当の支給額の減少や住民税の年少扶養控除の廃止など「定額の負担増」の影響が大きく、②2013年から2015年にかけては、消費税率の引上げや厚生年金保険料率の引上げなど「定率の負担増」の影響が大きかった。③2016年から2018年にかけては、給与所得控除の上限引下げや配偶者控除の所得制限など「高所得者の負担増」が行われ、④2019年から2020年にかけては再び消費税率の引上げにより「定率の負担増」が大きくなる。
- これらを総合計した2011年から2020年までの変化を見ると、高所得の世帯（世帯年収1,500万円の世帯）と低所得の世帯（世帯年収300万円の世帯）における実質可処分所得の減少率が高く、その中間にあたる世帯（世帯年収500万円および1,000万円の世帯）においては相対的に実質可処分所得の減少率は抑えられていることが分かる。

[目次]

はじめに	2 ページ
ケース 1. 年収 500 万円・片働き 4 人世帯	4 ページ
ケース 2. 年収 300 万円・片働き 4 人世帯	5 ページ
ケース 3. 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯	7 ページ
ケース 4. 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯	8 ページ
ケース 5. 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯	9 ページ
ケース 6. 年収 500 万円・単身世帯	11 ページ
まとめ	12 ページ

はじめに

2011年から2020年までを分析

大和総研では、これまで、社会保障・税一体改革の議論が始まった2011年から、消費税増税等の負担増が家計に与える影響を試算し発表してきた。本レポートは、2017年9月末までに制定された法令や保険料率の改定等をもとに試算し直したものであり、2015年1月に発表したレポート（以下、2015年1月版）¹の改訂版である。なお、以下、本稿における最新の試算を「2017年10月版」とする。

社会保障・税一体改革の議論が本格化し、子ども手当の縮小等の家計への負担増が開始された2011年を起点として、消費税率10%への引き上げによる増税の影響が通年化する2020年までを2017年10月版の試算の対象期間とした（2015年1月版の対象期間は2018年までだった）。

家計にとっての最大の負担増項目は、消費税率の引き上げである。しかし、それ以外にも税・社会保障の制度改正は行われている。子ども手当・児童手当についての制度改正のほか、給与所得控除の上限引下げ、配偶者控除の所得制限などの税制改正も行われている。

本レポートでは、2011年から2020年まで、1年ごとに税や社会保険料などの負担がどのように変わってきたか、またこれから変わっていくのかを見ていく。

実質可処分所得というモノサシ

家計の姿を見る際に、本レポートでは「実質可処分所得」というモノサシを用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を差引き、児童手当（子ども手当）を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当}$$

しかし、単純に「可処分所得」の増減で暮らしのゆとりを測るのは適切ではない。まず、2014年4月に消費税率の5%から8%への引き上げが実施された。また、2019年10月には消費税率が8%から10%に再度引き上げられる予定である。

消費税率が上げられると、ほとんどのモノやサービスの価格が上昇するものと予測される。本レポートでは、消費税率1%の上げが物価を0.72%上昇させる²（食料品等を除いて消費税率を1%上げると、物価を0.59%上昇させる）ことを前提として、消費税率引き上げによる実質可処分所得への影響を分析した³。

¹ 詳細は、拙稿「消費税増税等の家計への影響試算（2015年度予算案反映版）」（2015年1月27日発表、大和総研レポート）参照。http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150127_009377.html

² 近藤智也・他「日本経済中期予測（2013年2月）」（2013年2月4日発表、大和総研レポート）による。なお、当該レポートの更新版である近藤智也・他「日本経済中期予測（2017年2月）」（2017年2月6日発表、大和総研レポート）では、消費税率1%の上げは物価を0.73%上昇させることを前提としているが、本稿では以前の試算との継続性を確保する観点から、消費税1%の上げによる物価上昇効果を0.72%としている。

³ 名目の可処分所得を（1+消費税率引き上げによる物価上昇率）で除した値を実質可処分所得とした。

実質可処分所得は、可処分所得から物価上昇分を除いたもので、本稿では、家計が手取りで消費税の8%への増税前（2013年）の物価に換算していくら分のモノやサービスを購入できるかという水準を示す。

本レポートでは、6つのモデル世帯を設定し、税引き前の給与収入が2011年から2020年まで変わらず、消費税増税以外の要因の物価変動は考慮しないものとして、実質可処分所得の試算を行った。

試算の改訂事項

2015年1月版で試算を行った後、そこで前提としていた消費税率の10%への引き上げ時期が、2017年4月から2019年10月まで2年半先送りされた。消費税率10%への引き上げ時に導入される食料品等への8%の軽減税率については、インボイス制度の導入スケジュールや軽減税率の適用品目等の詳細な制度設計が固まってきた。厚生年金の保険料率は、2017年10月に9.15%（従業員分）まで引き上げられ、段階的な保険料率の引上げが完了した。他方、雇用保険の保険料率は、2017年4月に0.3%（従業員分）に引き下げられている。子育て世帯臨時特例給付金については、2015年度における児童1人あたり3,000円の支給を最後に、2016年度・2017年度は支給されていない。

2015年1月版から2017年10月版にかけての主な試算前提の変更点、および2017年版における主な制度改正の経緯と予定は次の表に示される。

消費税率引き上げが先送りされている分、2017年・2018年の実質可処分所得は、2015年1月版の試算よりも増加している。

●2015年1月版との主な試算前提の違い

	消費税率10%への引き上げ	食料品等への軽減税率	社会保険料率
2015年1月版	2017年4月	考慮しない	2014年12月末までの改定を反映
2017年10月版	2019年10月	考慮する	2017年9月末までの改定を反映

●2011年から2020年までの主な制度改正の経緯と予定（2017年10月時点）

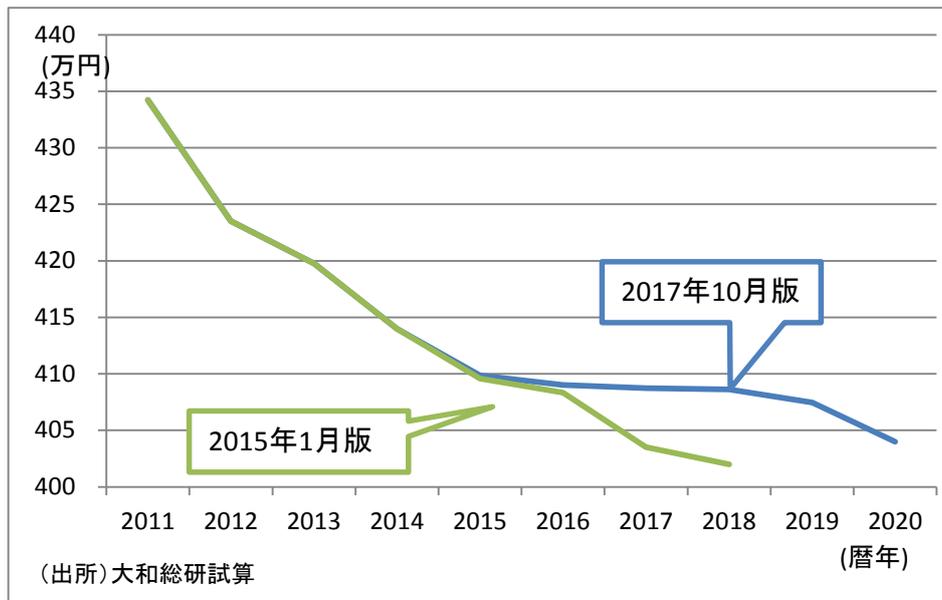


(注) 保険料率はいずれも従業員負担分。
(出所) 大和総研作成

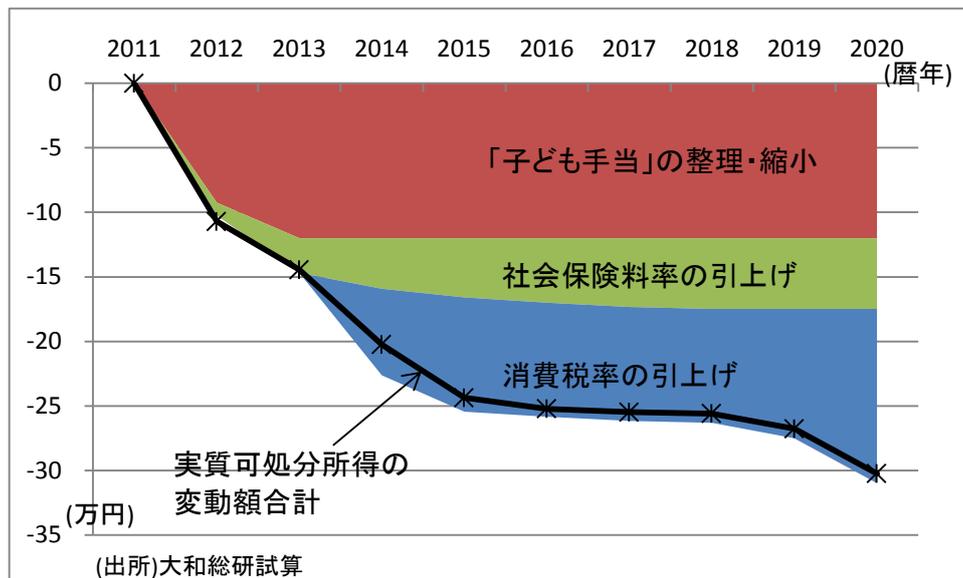
ケース 1. 年収 500 万円・片働き 4 人世帯

夫婦のうち一方が働き（社会保険に加入する会社員を想定）、3歳以上中学生以下の子が2人、世帯年収が税込み500万円の世帯について実質可処分所得を試算したものが次の図表である。

図表 1-A 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 1-B 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因 (2017 年 10 月版)



ケース 1 では、2011 年から 2013 年にかけて大きな負担増があった。2011 年 10 月に児童手当が縮小され、2012 年 6 月に住民税の年少扶養控除が廃止された。この 2 つだけでも、2013 年時点で 2011 年と比べて、年間 12 万円の負担増（実質可処分所得減）となっていた。住民税の年少扶養控除の廃止と児童手当（子ども手当）の給付額の縮小につき、図表 1-B では、「『子

も手当』の整理・縮小」として示している（子育て世帯臨時特例給付金の支給額は合計の実質可処分所得の計算対象に含めているが、「『子ども手当』の整理・縮小」には含めていない）。

2014年4月の消費税率の5%から8%への引上げは、ケース1において年間8.83万円程度の実質可処分所得の減少要因となった。ケース1においては、2011年から2015年まで、ハイペースの実質可処分所得の減少が続いた。

他方、2016年から2018年までにかけては、税・社会保障の負担に大きな変化はない。厚生年金保険料率の引き上げによる負担増は、雇用保険料率の引き下げにより概ね相殺されている。

2019年10月に、消費税率が8%から10%へ引き上げられると、ケース1において、さらに年間4.66万円程度の実質可処分所得の減少要因となる。消費税率の引き上げ幅が2%であることと、食料品等は軽減税率が適用され税率が変わらないことから、減少幅は前回（8%への引き上げ時）の半分程度となる見込みである。

ケース2. 年収300万円・片働き4人世帯

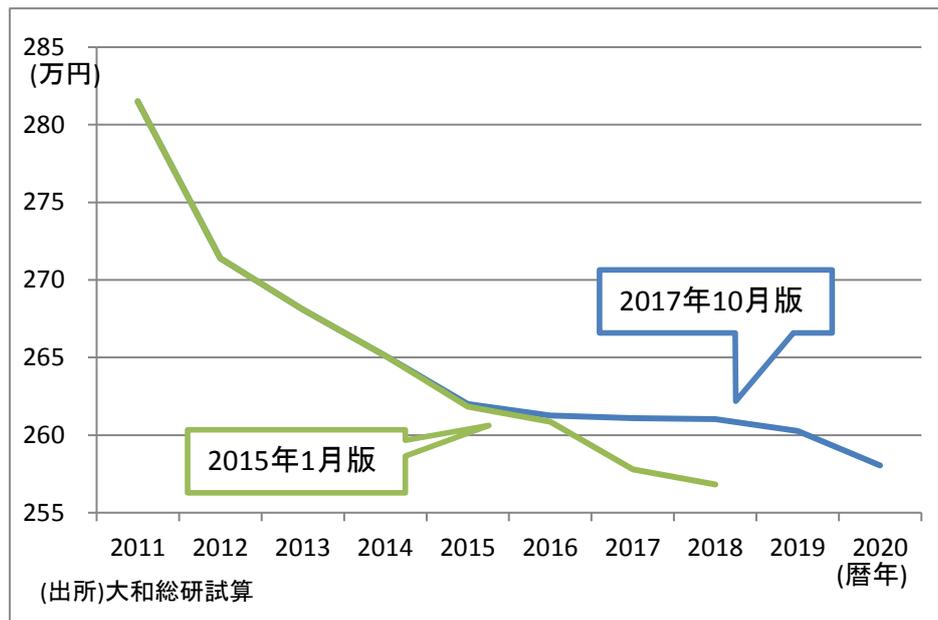
ケース2は、ケース1と同じ世帯構成だが、世帯年収が税込み300万円と、比較的lowな世帯である。

ケース2においては、消費税率の5%から10%への引上げよりも、「子ども手当」の整理・縮小の方が、実質可処分所得に与える影響が大きくなっている。「子ども手当」の整理・縮小による負担増はケース1と同じ年間12万円である。しかし、ケース2ではケース1よりも年収が低いため、同じ12万円でも、（実質）可処分所得に占める割合が大きいものとなった。

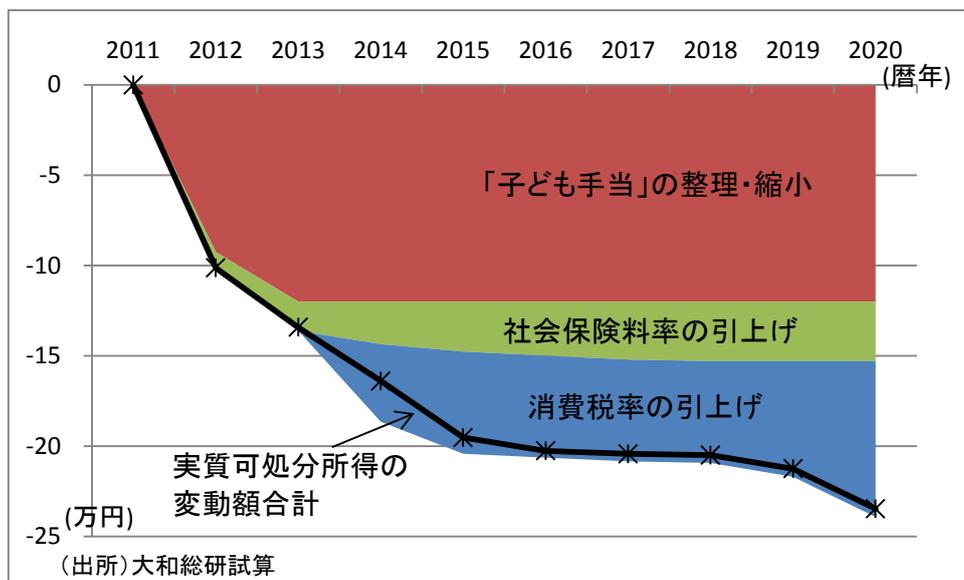
図表2-Bにおいて、実質可処分所得の減少要因のうち主要3項目（「子ども手当」の整理・縮小、社会保険料率の引上げ、消費税率の引上げ）の合計と「実質可処分所得の変動額合計」を比べると、2014年と2015年においてやや乖離が大きくなっている。これは、子育て世帯臨時特例給付金の影響である。

子どもの数に応じた定額給付の子育て世帯臨時特例給付金は、比較的low所得の子育て世帯に対して消費税率引上げ等の負担増を緩和する効果が高かったが、その給付額は2014年に子ども1人あたり1万円、2015年は同3,000円で、2016年以後は支給されていない。

図表 2-A 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



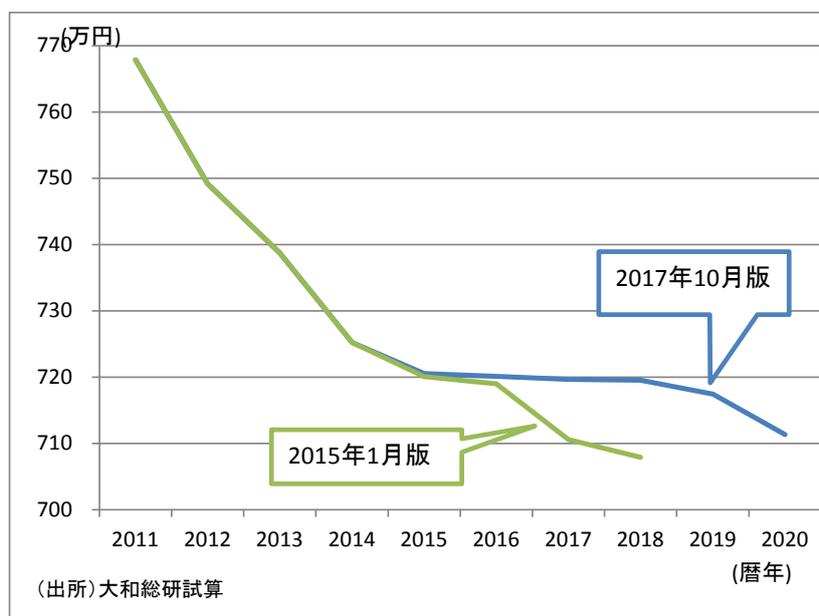
図表 2-B 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因 (2017 年 10 月版)



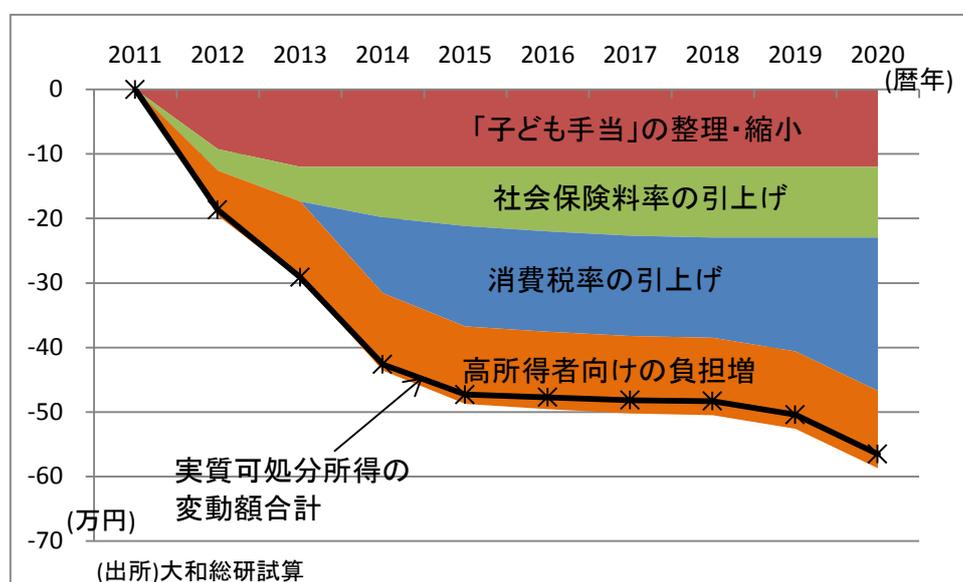
ケース 3. 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯

ケース 3 もケース 1・ケース 2 と同じ世帯構成であるが、こちらは世帯年収が税込み 1,000 万円と比較的所得の高い世帯である。

図表 3-A 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 3-B 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因 (2017 年 10 月版)



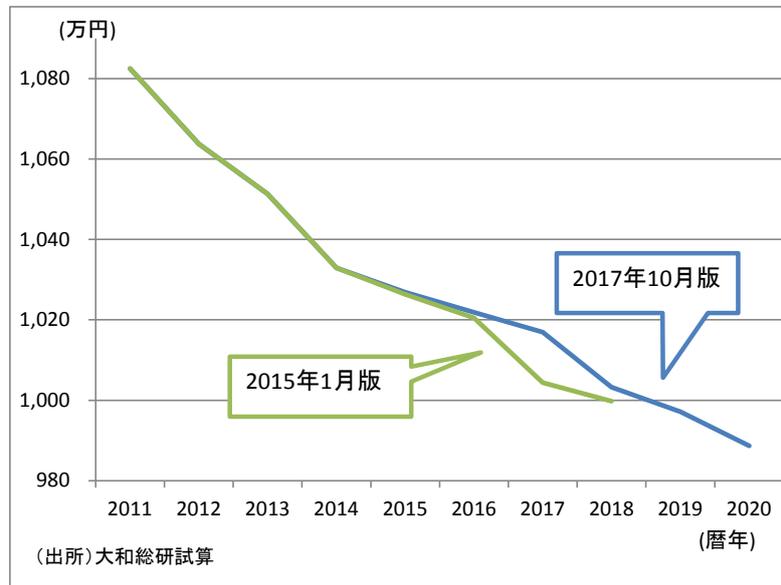
子ども手当から児童手当に移行する際には、年少扶養控除の廃止や給付額の縮減など全員が影響を受けるものと、所得制限の導入という高所得者のみ影響を受けるものの 2 つがあり、本稿では前者を「『子ども手当』の整理・縮小」、後者を「高所得者向けの負担増」とした。

ケース 3 では、2012 年 6 月分から、児童手当について所得制限が設けられ、年収 960 万円程度以上の世帯は、児童手当の支給額が減額（原則月 1 万円が、0.5 万円に減額）となり、年間 12 万円の負担増（実質可処分所得減）となった。

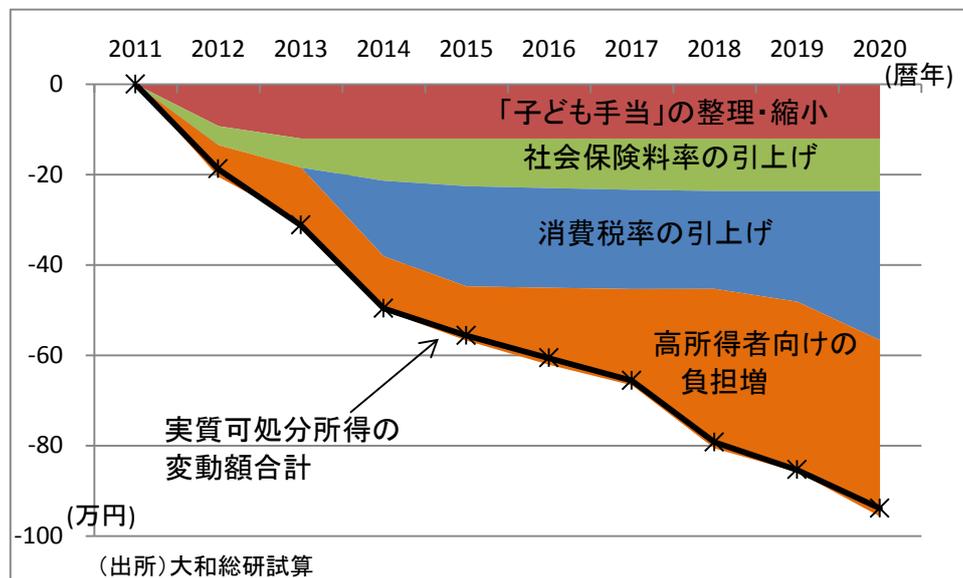
ケース 4. 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯

ケース 4⁴は、ケース 1～3 と同じ世帯構成であるが、世帯年収が 1,500 万円と、かなり高めの世帯である。

図表 4-A 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 4-B 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因 (2017 年 10 月版)



ケース 4 においては、2020 年時点で見ると消費税率の引上げによる負担増よりも高所得者向けの負担増の方が、実質可処分所得に与える影響が大きい。「高所得者向けの負担増」には、児童手当の所得制限、給与所得控除の上限引下げ、配偶者控除の所得制限の 3 つが含まれる⁵。

⁴ 2015 年 1 月版レポートでは「ケース 3+」としていた。

⁵ この 3 つのうち、ケース 3 の年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯も影響を受けるものは、児童手当の所得制限の

児童手当の所得制限については、ケース3と同様に、実質可処分所得を年12万円減少させる。給与所得控除の上限引下げは、所得税・住民税において所得控除が25万円減少し、実質可処分所得を年10.92万円減少させる。配偶者控除については、所得税で38万円、住民税で33万円の所得控除が減少し、実質可処分所得を年16.10万円減少させる。これら3つが全て施行される2020年時点では、これらの合計による2011年比の負担増は年39.03万円に及ぶ。これらの施行スケジュールは図表4-Cの通りである。

図表4-C 高所得者向けの負担増の全体像（年収1,500万円・片働き4人世帯）

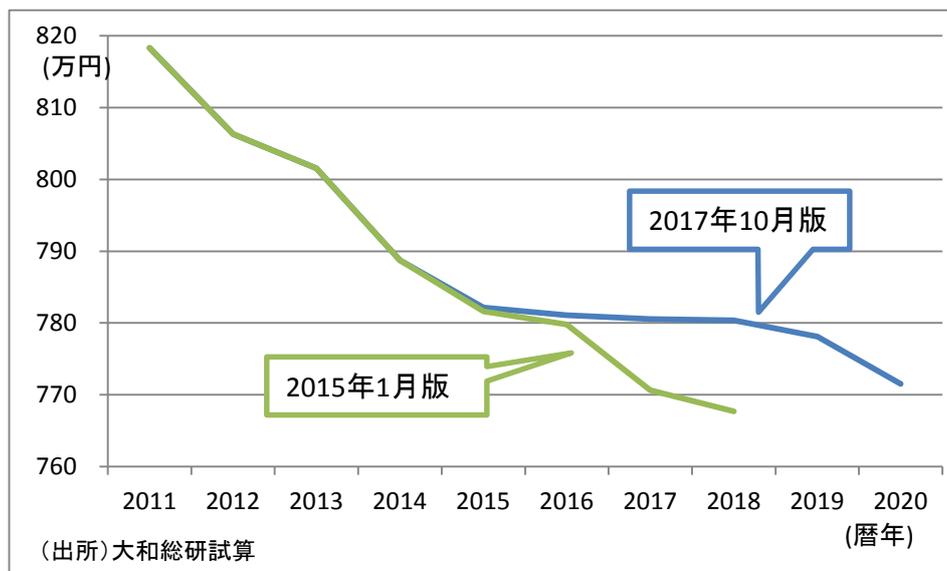
		2011年	2012年	2013~2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年 (完全移行)
子ども手当・児童手当(月額)		1万円			5千円				
給与所得控除 (所得控除額)	所得税・ 復興特別所得税	245万円			230万円	220万円			
	住民税	245万円				230万円	220万円		
配偶者控除 (所得控除額)	所得税・ 復興特別所得税	38万円				控除なし			
	住民税	33万円							控除なし
実質可処分所得 の減少 (2011年比・ 年額)	子ども手当・ 児童手当	—	7万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円
	所得税・ 復興特別所得税	—	—	—	5.05万円	8.42万円	21.23万円	21.23万円	21.23万円
	住民税	—	—	—	—	1.5万円×7/12 =0.88万円	1.5万円×5/12 +2.5万円×7/12 =2.08万円	2.5万円×5/12 +5.8万円×7/12 =4.43万円	5.8万円
	合計	—	7万円	12万円	17.05万円	21.30万円	35.31万円	37.66万円	39.03万円

(出所)大和総研試算

ケース5. 年収1,000万円・共働き4人世帯

ケース5⁶は、夫婦いずれも税込み年収500万円ずつを稼ぎ、3歳以上中学生以下の子どもが2人いる世帯である。税込みの世帯年収はケース3と同じ、1,000万円である。

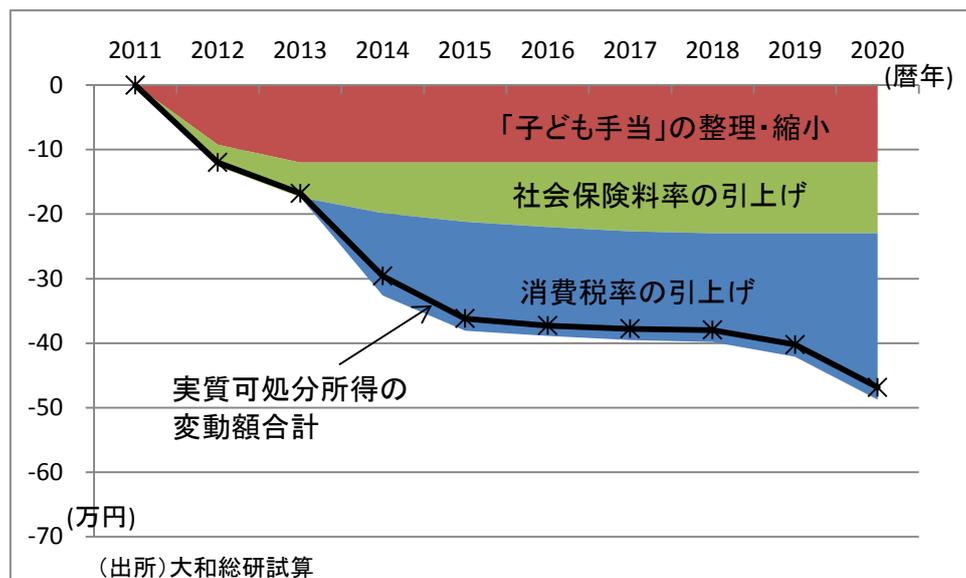
図表5-A 年収1,000万円・共働き4人世帯の実質可処分所得の試算



みである。

⁶ 2015年1月版レポートでは「ケース4」としていた。

図表 5-B 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因 (2017 年 10 月版)



共働きのケース 4 では、同じ世帯年収で片働きのケース 3 よりも、2011 年から 2020 年までのどの年で見ても、実質可処分所得の水準が多くなっている（この点は、2015 年 1 月版および 2017 年 10 月版のいずれでも同じである）。

日本の所得税は個人単位の累進課税になっているため、1 人（片働き）で年収 1,000 万円を稼いでいると所得税率が高くなる。一方で、夫婦それぞれ年収 500 万円の場合は、夫婦それぞれに適用される所得税率は片働きで年収 1,000 万円を稼ぐ世帯よりも低くなる。

児童手当については、同じ世帯年収で比較すると共働きの方が所得制限が適用されにくい。夫婦のうち多い方の年収が 960 万円程度以上の場合に、児童手当は所得制限により減額となる。夫婦それぞれ年収 500 万円ずつの場合は世帯収入が 1,000 万円あっても、所得制限の対象にはならない。このため、ケース 5 では児童手当の所得制限による実質可処分所得の減少はない。

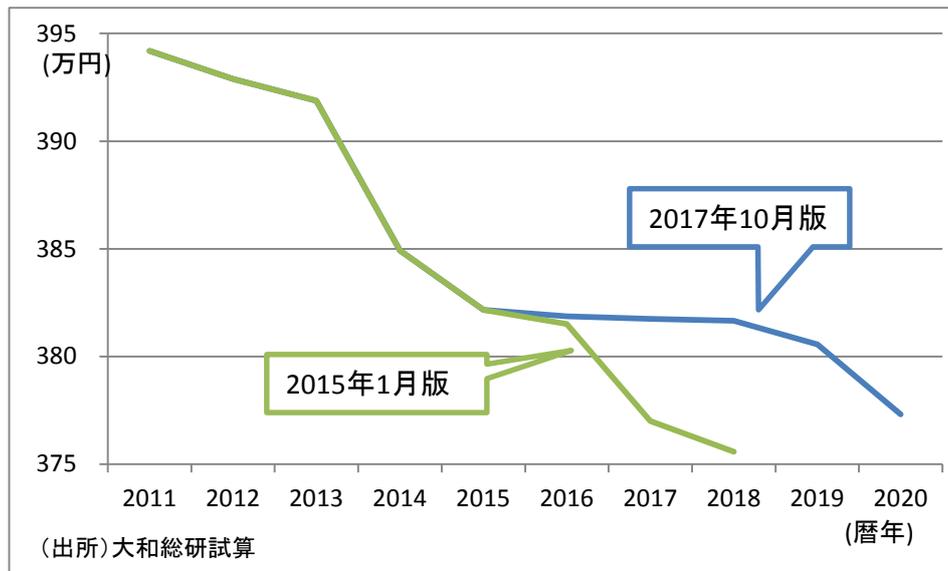
児童手当の所得制限について、夫婦のうち多い方の年収ではなく、夫婦の合計年収で判定するよう制度を改正することが政府内で検討されている旨の報道もある⁷が、本稿執筆時点で確定的な方針となっていないため、本試算では児童手当の所得制限の条件について今後も変わらないものとして試算を行っている。

⁷ 2017 年 7 月 15 日付日本経済新聞朝刊 5 面などを参照。待機児童解消のための保育の受け皿整備のための財源候補として検討されている旨、報じられている。

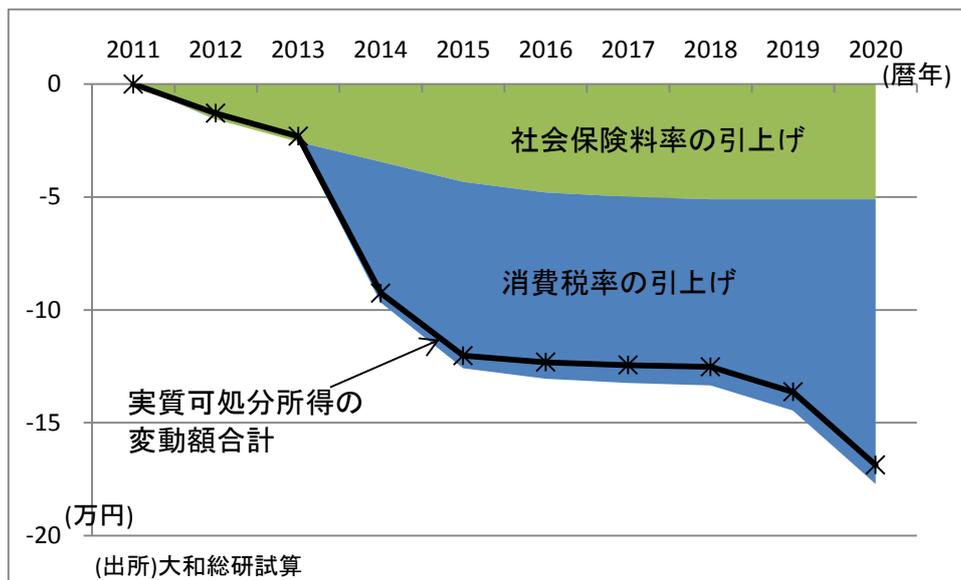
ケース 6. 年収 500 万円・単身世帯

ケース 6⁸は税込み年収が 500 万円の単身世帯である。単身世帯における実質可処分所得の変動要因は、ほぼ消費税率の引上げと社会保険料率の引上げで説明できる。

図表 6-A 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の試算



図表 6-B 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の減少要因 (2017 年 10 月版)



⁸ 2015 年 1 月版レポートでは「ケース 5」としていた。

まとめ

2017年10月版の試算結果をまとめると、次の図表7のようになる。また、片働き4人世帯の実質可処分所得の2011年からの変化率について世帯年収別のグラフにしたものが図表8である。

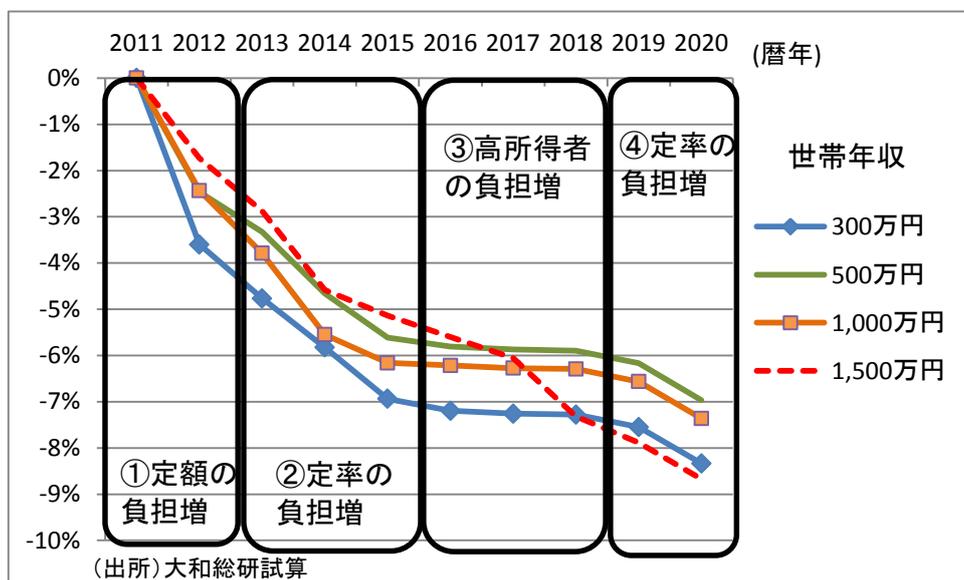
図表7 試算結果（2017年10月版）のまとめ

	世帯構成	世帯年収	各年の実質可処分所得(2017年10月版)									
			2011年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
ケース2	片働き4人世帯	300万円	281.52	271.39	268.10	265.12	261.99	261.26	261.09	261.02	260.27	258.05
ケース1		500万円	434.23	423.51	419.78	413.97	409.86	409.01	408.74	408.63	407.46	403.99
ケース3		1,000万円	767.83	749.15	738.72	725.21	720.52	720.11	719.66	719.51	717.42	711.31
ケース4		1,500万円	1,082.49	1,063.72	1,051.30	1,032.89	1,026.86	1,021.88	1,016.91	1,003.26	997.14	988.64
ケース5	共働き4人世帯	1,000万円	818.34	806.33	801.56	788.73	782.14	781.07	780.57	780.36	778.11	771.49
ケース6	単身世帯	500万円	394.19	392.89	391.87	384.92	382.16	381.87	381.74	381.66	380.55	377.31

	世帯構成	世帯年収	これまでの変化		これからの変化		試算期間全体	
			2011→2017		2017→2020		2011→2020	
			変化額	変化率	変化額	変化率	変化額	変化率
ケース2	片働き4人世帯	300万円	-20.43	-7.3%	-3.03	-1.2%	-23.46	-8.3%
ケース1		500万円	-25.48	-5.9%	-4.76	-1.2%	-30.24	-7.0%
ケース3		1,000万円	-48.17	-6.3%	-8.35	-1.2%	-56.52	-7.4%
ケース4		1,500万円	-65.57	-6.1%	-28.27	-2.8%	-93.84	-8.7%
ケース5	共働き4人世帯	1,000万円	-37.77	-4.6%	-9.08	-1.2%	-46.85	-5.7%
ケース6	単身世帯	500万円	-12.45	-3.2%	-4.43	-1.2%	-16.87	-4.3%

(注)単位:万円、表示単位未満四捨五入
(出所)大和総研試算

図表8 片働き4人世帯における実質可処分所得の変化



2011年から2020年にかけての家計の「片働き4人世帯」の実質可処分所得に与えた制度改正は、概ね図表8に示した4期に分けられる。

①2011年から2012年にかけては子ども手当の支給額の減少や住民税の年少扶養控除の廃止など、「定額の負担増」の影響が大きかった時期である。このため、より世帯年収が低い世帯ほど実質可処分所得の減少率が大きかった。

②2013年から2015年にかけては、消費税率の引上げや厚生年金保険料率の引上げなど「定率の負担増」の影響が大きかった時期である。この時期においては、世帯年収の高低にかかわらず、概ね同程度の比率で実質可処分所得が減少していった。

③2016年から2018年にかけては、給与所得控除の上限引下げや配偶者控除の所得制限など「高所得者の負担増」が行われる時期である。この時期においては、高所得の世帯を除いては（この試算では世帯年収1,500万円の世帯を除いては）、ほぼ負担の増減は生じていない。

④2019年から2020年にかけては、再び消費税率の引上げにより「定率の負担増」が行われる見込みである。

これらを総合計した2011年から2020年までの変化を見ると、高所得の世帯（世帯年収1,500万円の世帯）と低所得の世帯（世帯年収300万円の世帯）における実質可処分所得の減少率が高く、その中間にあたる世帯（世帯年収500万円および1,000万円の世帯）においては相対的に実質可処分所得の減少率は抑えられていることが分かる。

【以上】